赤い羽根共同募金運動がスタートします！

平成18年度目標額　2億2,708万9千円

スローガン

地域の福祉、みんなで参加

運動期間　10月1日～12月31日

▶昨年度の街頭募金の様子

赤い羽根共同募金運動は、みなさまに支えられて、今年、60回目を迎えました。

また、共同募金会では、創設60年を機に全国共通配分テーマとして、「安心・安全なまちづくり支援～地域の安心・安全の暮らしを住民とともにつくる活動の支援」をテーマに設定しています。

今年も赤い羽根共同募金運動が、厚生労働省の告示により10月1日から12月31日までの3ヵ月間にわたり「地域の福祉、みんなで参加」をスローガンに北海道から沖縄まで全国一斉に展開されます。

募金運動初日の10月1日には、全日空株式会社の協力により第45回「赤い羽根空の第一便伝達式」が那覇市のパッレトくもじ前にて開催されます。

伝達式では、厚生労働大臣から県知事・那覇市長へ、中央共同募金会会長から沖縄県共同募金会会長・那覇市支会会長へそれぞれメッセージと赤い羽根が、全日空客室乗務員によって伝達されます。このあと、那覇観光キャンペーンレディなどが街頭募金を行い、道行く人々に協力を呼びかけます。

また、この日は宮古・八重山地区でも、日本トランスオーシャン航空の協力により客室乗務員から県知事メッセージと赤い羽根が伝達されるほか、各支会・分会（市町村）でもそれぞれ募金の出発式が行われます。宮古地区では、共同募金キャンペーン車輌パレードも予定されています。

▲県民皆さまのご協力をお願いします

今年度の募金使途計画は、在宅福祉事業やボランティア育成事業など、地域福祉活動を行っている市町村社会福祉協議会の活動費として1億4千2百8万9千円（62.3％）、地域福祉活動団体の支援や民間社会福祉施設充実のために3千万円（13.2％）、その他全県的な福祉事業推進のために5千5百万円（24.5％）が配分をする計画になっています。

皆様の温かいご支援、ご協力を
よろしくお願いします

社会福祉法人
沖縄県共同募金会
TEL 098－882－4353
FAX 098－882－4270
沖縄県共同募金会ホームページ
http://www.okishakyo.or.jp/html/kyoubo/

シリーズ 活動最前線

地域ぐるみで子育てを

つどいの広場「げんき」

今回は、伊平屋村の「つどいの広場 げんき」を紹介する。

「つどいの広場」とは、子育て中の親の負担感の緩和を図るために、親子で参加し交流できる場所を提供する子育てサロンの一種である。

伊平屋村社会福祉協議会（新垣芳一会長）では村の委託を受けて今年4月から実施している。

会場となる離島振興総合センターの和室では毎週火～木の3日間、親子が集まり、遊びや歓談を楽しむ姿がある。開設される時間帯は午前10時から午後3時までで、親子はそれぞれの都合のよい時間から参加することができる。

▲つどいの広場を利用する親子の皆さん。
（村離島振興総合センターにて）

伊平屋村内には村立の保育所が1ヵ所設けられているが、家庭で子育てを行っている世帯も少なくなく、子育てへの支援が求められていた。こうした中、村社協では3年前より、独自事業として子育てサロンを開始し、今年度から「つどいの広場事業」として再スタートを切った。現在26組の親子が登録している。

同年代の子を持つ親同士が集まることで、話題は自然と子どもや家のことに向けられ、会話が弾む。こうした情報交換が育児における悩みの解消や気分転換につながっているという。また、「げんき」では定期的に保育所や幼稚園との交流会を設けるなど、地域に開かれた活動をしている点も特徴の一つである。

利用者の中川ヘレンさんは娘のミッシェルちゃんと週1回程度利用している。「みんなと集まって遊ばせることができて助かります。」と話すように、広場を接点に地域との交流が生まれている。

同じく利用者の伊礼陽子さんは、この活動について「まだまだ家で育児をしている方も多いので、もっとたくさんの方に利用してほしい」と話した。

今後、社協では地域ぐるみで子育てを支援する体制を目指している。社協職員の比嘉智美さんは、「保育所等との連携をとりながら、つどいの広場を利用しやすい環境作りに取り組んでいきたい。」と抱負を語った。

福祉施設経営相談（会計・税務編）Q&A

監修▼福祉施設経営相談支援事業専門相談員
公認会計士　倉持 輝幸

Q 県の指導監査において、備品に係る減価償却費の漏れを指摘されました。前期の計算書類を修正しなければならないのでしょうか。

A 修正する必要はありません。

当該計算書類は、決算理事会において承認を受けていますので、承認後の計算書類に修正を加えることはできません。

したがって、過年度分の未償却額についても当期の費用として認識し、事業活動収支計算書の特別収入の部／その他の特別損失に計上することになります。

ただし、金額が小さければ、当期の償却額に含めて計上しても差し支えありません。

また、決算時に注意しなければならない点として、重要性があれば社会福祉法人会計基準第40条第1項第7号「その他、財政及び活動の状況を明らかにするために必要な事項」により、貸借対照表の次に注意事項として、過年度分減価償却額であることを記載することが良いと思います。

県社協では経営支援室を設置し、福祉施設の経営相談に関する相談を受付けています。

社会福祉法人の設立、施設経営、職員の処遇、会計・税務、法律問題など、さまざまな相談に対して、2名の経営支援員と3名の専門相談員が対応しています。

沖縄県社会福祉協議会
経営支援室
電　話098（887）2037（直通）
FAX098（887）2043（直通）